

肯定側立論(5分) 発表者: 中村貴裕	否定側尋問(3分) 発表者: 井上晋	否定側立論(5分) 発表者: 井上晋	肯定側尋問(3分) 発表者: 中村貴裕	否定側反駁(3分) 発表者: 井上晋	肯定側反駁(3分) 発表者: 中村貴裕	否定側最終弁論(3分) 発表者: 井上晋	肯定側最終弁論(3分) 発表者: 中村貴裕
<p>哲学 国民が対応できず日本にあわない制度は廃止すべし</p> <p>1.国民は人を裁けない 定義:人を裁くとは 証拠資料 福島大学伊藤教授(朝日新聞2006年記事) 原告被告両側が人生をかけて説得してくる中で、数々の証拠・証言の中から「真偽を見極める」、 憲法、民法、刑事訴訟法他、様々な法と事件内容を照らし合わせ、刑を決める事。誤った判断は人の命を奪うこともある 定義:人を裁く資質 ①スキル 法体系の十分な知見と応用力、客観的判断力 ②覚悟 他人の人生を決める覚悟</p> <p>(1)a)「人を裁くプロ」である職業裁判官は2つの資質がある ①スキル:日本最難関「司法試験」に合格、その後の10年間の実務経験の中、客観的判断力、法の応用力 ②覚悟:いかに重いものかを認識した上で、人生の職業として遂行</p> <p>(1)b) 国民には2つの資質が無い ①スキル:義務教育には、法体系やその応用、集中力や判断力はない ②覚悟:無作為に選ばれた国民にはない</p> <p>(2)国民はトレーニング受けていない 証拠資料 元裁判官 井上薫氏「司法は腐り人権減ぶ」 素人国民は、法という判断基準が無いため、いかに弁護側が熱弁で訴えたか、早く終わりたい、ムシャクシャする等その時の気分で判断する事がある。</p> <p>(3)対象が難しい 裁判員制度は「事実認定・法解釈・量刑」を行い、対象が重大刑事事件である</p> <p>(4)模擬裁判でも混乱している 証拠資料 朝日新聞2006年12月15日 強盗致傷事件での模擬裁判 東京地裁では有罪、懲役6年。千葉地裁では無罪。同じ裁判が場所により判決が異なった。 →資質の無い国民に人を裁く事はできない。</p> <p>2.日本にあわない 定義:日本型と欧米型の民主主義の違い 証拠資料 森 政稔 東京大学 国際社会科学専攻教授 民主主義論者の第一人者「変貌する民主主義」(アマゾン1位)</p> <p>a) 日本型民主主義:国民の自由を保障する自由主義 b) 欧米諸国:国王の絶対的支配から、国民に権利を取り戻す 国民に政治権を 戦後日本:徴兵制(戦争参画の義務)</p>	<p>1.反対する理由の確認 Q)国民に裁けない、日本に合わない、デメリットが発生するの3つが知りたいことか? A)はい Q)国民に裁けない理由は? A)スキル(客観的な認定力)と覚悟の2つ Q)スキルについては、3名の裁判官で補うということによいか? A)はい Q)諸外国で行われていて日本でできない理由は? A)日本人は、国政に参加したくないから Q)そのままよいか? A)はい Q)今後も日本人は、義務を果たさなくてもよいのか? A)義務は果たしている、最低限のチェックをしている Q)司法における義務のことを言っているが、 A)国民審査など一部の義務は果たしている</p> <p>2.事実認定について Q)これは、誰でもできますね? A)はい Q)殺意の有無については、どのように判断しているか? A)裁判官が、客観的に聞いていて決めている</p> <p>3.国民の負担について Q)毎年350人に1人ぐらいが裁判員になることで良いか? A)はい Q)一生のうちでは、100人に1人ぐらいか? A)67人に1人です</p>	<p>日本人だけができないのか? 1.国民の能力 ・我々だけでも十分裁ける ・人を裁くには、事実の積み重ねが必要 →事実の意味付けは、裁判官だけでなくてもよい →たとえば、豚は、日本人とイスラムの人では違う →事実の意味付けを多様化させたい ・国民は事実認定については出来る →事実が起きているか起きていないかは、写真を見ればわかる →裁判員制度では、わかりやすく説明してくれるのでわかる ・少しでも、疑わしい、納得いかないがあれば、無罪にすればよい(推定無罪の原則)</p> <p>2.メリットとして事実の意味付けについて ・裁判官だけでなく、一般の人もやっているのでは 3.国民の負担 ・せいぜい一生に1回あるかないか 4.司法制度改革の後退 ・司法の可視化は進まなくなる →なぜなら、今進んでいるのは、一般の人を相手にするから、わかりやすくするので、元に戻るとチェックできなくなる →チェックできなくなると大きな問題として、現在の司法の行政化が進んでしまう。</p>	<p>1.国民の判断能力 Q)国民は事実認定できるのか? A)「これはコップ」等の認定はできる Q)人の一生を左右する覚悟をもって判断できるか? A)判断ではなく事実認定のみ 2.国民の負担 Q)守秘義務は一生続くのか? A)はい。3つの義務生じる事は認める Q)国民に負担をかけてまで、なぜ裁判員制度の継続は必要? A)国民の判断基準を司法に導入 Q)日本は間接民主主義を導入していることを認めるか? A)はい Q)司法立法には直接関与していないが、なぜ司法のみ直接関与か? A)50年、司法がコントロールできて 3.殺意の認定 Q)あなたは人を殺そうとした事あるか? A)無い Q)その中でなぜ殺意があるなしがわかるのか? A)裁判官も人を殺した事は無い Q)裁判官は客観的トレーニングをつんでいる。国民が対応できるか? A)客観的事実認定は可能 4.裁判員制度の継続性 Q)陪審制度は続いているか? A)継続していない Q)それはなぜか? A)戦時中で徴兵義務等が生じた 5.現状の問題点 Q)指摘は「検察のチェック」の問題か? A)はい</p>	<p>1.今、司法改革が進んでいる a) 自白偏重主義の転換 いままで、密室で自白を重視したと縛りが進んでいた 証拠資料 日本の自白偏重主義に、「国連の国際人権規約人権委員会」が1998年に、日本の刑事手続きの問題点として、多数の有罪判決が自白に基づくものであることを指摘し、「深く懸念を有する」としている →この問題に国民の目を入れることで、取調を適正化している。 2.現在の司法が機能しているか 証拠資料 埼玉地裁の例 特定の判事がいたときのみ、無罪判決がでている →これは、一部の例ではなく、裁判が機械的に進んでいることを示唆する例</p>	<p>1.現状の問題点に関して a) 高い有罪率 警察・検察のダブルチェックあり 有罪の確証あつてはじめて起訴。 有罪件数を起訴件数でなく「逮捕件数」で割ると日本は世界標準(池田信夫試算) →日本の警察・検察が優秀だから cf.オーストラリアは疑わしきを起訴するので有罪率は低い →日本の高い有罪率は問題ではない 2.裁判員制度の必要性 a) 司法制度改革は進んでいる ①不透明:捜査の可視化等を推進 ②裁判員以外の参加必要性:法曹業界関係者の裁判官への門戸開放(法知識や客観的判断力・国民感覚を持つ弁護士が裁判官になれる) →国民が裁判を行う必要性は無い 3.国民の能力 a) 事実認定できる事は認める b) 法解釈・量刑は無理 →対象は再難関、死亡事件を含む重大刑事事件 証拠資料 社会福祉研究所 田中克彦氏 「あなたは殺人犯を裁けますか」 対象者が死亡している殺人事件は難しく、国民に対応難しい 田辺信好 人の主義の違いで判決・量刑が変わる 富山裁判 冒頭陳述にて参加国民6人中2人が寝てしまった 大河原マズミ(わかりやすい司法PJ座長) 模擬裁判を実施した市民へのアンケート ・眠くなった ・笑いの要素が入ると心証がよくなった →国民は覚悟をもった判断はできない 4.国民の負担 →3つの義務は残る</p>	<p>1.国民の能力 a) 人を裁けるかどうか →国民が事実認定はできることを確認した →法的なことは、裁判官が助ける b) 検察と癒着した裁判官がさばくのがよいのか →多様な価値で裁くのが良い →人を裁くのは、事実の意味付けによる価値観が必要 →裁判官だけではないほうがより民主的である →そのため、千葉と東京の模擬裁判で結果が異なるのは当たり前 2.司法システムとして a) どちらが民主的か 現行システム: 検察と裁判官がべったりでやっている →つまり、三権が分立していないからNG 4.裁判の質 ・真理追究・公平裁判ができなくなる ・裁判のショー化は日本の司法に大変な問題。 →被告・原告にとっても大問題。 5.国民の負担 ・国民も「人を裁く自信が無い」(内閣府データ) →さらに罰金まで求める 6.まとめ a) 日本に導入する必然性ない b) 資質が無い国民に対応できない c) 裁判の質低下(ショー化)は日本国・国民・被告・原告・関係者に大問題。 d) 負担として国民全体に影響及ぶ</p>	

ディベートチャンピオンシップ2008 選手権試合(表戦)

氏名: _____ 肯定側: 中村 貴裕

論題: 日本は裁判員制度を廃止すべし

日付: 2008/12/6 否定側: 井上 晋

肯定側立論(5分) 発表者: 中村貴裕	否定側尋問(3分) 発表者: 井上晋	否定側立論(5分) 発表者: 井上晋	肯定側尋問(3分) 発表者: 中村貴裕	否定側反駁(3分) 発表者: 井上晋	肯定側反駁(3分) 発表者: 中村貴裕	否定側最終弁論(3分) 発表者: 井上晋	肯定側最終弁論(3分) 発表者: 中村貴裕
<p>(1)日本の制度</p> <p>政治:優秀な官僚等 国民:最低限のチェックと自由な経済活動 分業体制の結果: 敗戦弱小国日本が世界第2位の経済大国に発展 →職業裁判官制度は50年以上導入。 日本型民主主義にあっており、大きな問題は無い。</p> <p>(2)日本が対応すべき事 警察・検察による取調べの可視化など国民に対応できる司法改革を進めていくべき。 ただし、人を裁く資質ない国民には人を裁く事できず、日本にもあわず、裁判員制度は廃止すべき。</p> <p>3.問題が発生する</p> <p>(1)真理追究ができなくなる 証拠資料 高山俊吉弁護士 裁判員制度はいらな いかに熱弁で訴えたかが判決の基準とな ると、裁判がショーになってしまう。裁判に 勝つためには、真理を追究するより国民 の気を引く力が必要になる。</p> <p>被告人が涙を出して懇願した千葉地裁で も、裁判官3名は有罪、多数決で無罪。 事実は一つ、資質の無い国民を交えた 「多数決」では、真理追求ができない。 →日本の司法制度にとって大変問題。</p> <p>(2)公平でなくなる 北海道地裁、富山地裁など、全国各地で結果 はバラバラ 理由:国民は法を知らず客観的基準をもっ ていないから。 →場所によって異なる判決ができる事は、被告 や原告にとって、深刻な問題</p> <p>(3)国民に負担を強いる 内閣府世論調査 国民の8割は裁判員制度に 反対 理由:判断難しい5割・仕事を休めない3割、負 担が大きい</p> <p>→国民の3つの義務、参加義務・意見提示や 判決義務・守秘義務。参加は例外を除き国民 の義務、20日を越える事もあり、不参加は罰 金。 →期間中は見知らぬ人と、死体写真等を何度 も見せられながら、他人の一生を決める意見 や判決を言う必要がある。終わった後は、家族 に対しても話ただけで最大6ヶ月の処罰、50 万円の罰金。</p>							